

議案第14号

新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例

新居浜市医師確保奨学金貸付条例（平成28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「保護者等」を「保護者等（本人又は本人と生計を一にする親族その他これに準ずる者のうち市長が適当と認めるものをいう。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第6条第1項第6号中「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

指定医療機関において将来医師としてその業務に従事しようとする者について、修学及び入学に要する資金の貸付要件を緩和するため、本案を提出する。